

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和3年10月27日

一般社団法人日本FIDバスケットボール連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。 <https://www.jbf-fid.jp/federation/?jump=federation7> 他

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>【審査基準 (1) について】 『組織運営に関する中長期基本計画 (Connect to the future 2020 - 2030) 』という中長期計画を策定している。</p> <p>【審査基準 (2) について】 『組織運営に関する中長期基本計画 (Connect to the future 2020 - 2030) 』を当連盟HPにて公表している。</p> <p>参考URL：https://www.jbf-fid.jp/federation/?jump=federation9</p> <p>【審査基準 (3) について】 計画策定にあたり、ブロック担当理事 (全国6ブロック) を含む理事19名による理事会を決定機関とするという方法により、役員や各県連盟のメンバーから幅広く意見を募っている。</p>	1 『組織運営に関する中長期基本計画 (Connect to the future 2020 - 2030) 』 2 『2020年度第6回理事会議事録』
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>【審査基準 (1) について】 現在、当連盟では役職員のほとんどが本業の傍らで時間を見つけて何とか業務を行っているという理由から、人材の採用及び育成に関する計画を策定していない。したがって2022年3月を目途に策定する予定。</p> <p>【審査基準 (2) について】 上述の通り、計画を策定し次第当連盟HPにて公開する予定。</p> <p>【審査基準 (3) について】 策定段階において、ブロック担当理事 (全国6ブロック) や外部理事を含む理事19名や各委員会委員からヒアリングを実施するといった方法により、役職員や構成員から幅広く意見を募る予定。</p>	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>【審査基準 (1) について】 『組織運営に関する中長期基本計画 (2020~2030)』という中長期計画内で策定している。</p> <p>【審査基準 (2) について】 『組織運営に関する中長期基本計画 (2020~2030)』を当連盟HPにて公表している。 参考URL: https://www.jbf-fid.jp/federation/?jump=federation9</p> <p>【審査基準 (3) について】 計画策定にあたり、ブロック担当理事 (全国6ブロック) を含む理事19名による理事会を決定機関とするという方法により、役員や各県連盟のメンバーから幅広く意見を募っている。</p>	<p>1 『組織運営に関する中長期基本計画 (Connect to the future 2020 - 2030)』 2 『2020年度第6回理事会議事録』</p>
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	<p>(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること</p> <p>①外部理事の目標割合 (25%以上) 及び女性理事の目標割合 (40%以上) を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること</p>	<p>【審査基準 (1) について】 『役員選考委員会規程』第7条第2項にて目標割合を設定し、達成している。</p> <p>【審査基準 (2) について】 『役員選考委員会規程』第7条第2項にて目標割合を設定している。2022年6月役員改選に向け、ブロック担当理事の中に女性理事を入れること、また女性アスリート育成部門 (仮称) を新たに設置し、女性役員を充てることを今後検討する。</p>	<p>1 『役員名簿』 2 『役員選考委員会規程』</p>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	評議員会はないため該当しない。	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	<p>【審査基準 (1) について】 現在、当連盟では選手の障害特性（知的障害）から人材が不足しているため、アスリート委員会を設置していないが、今後、医科学委員会を中心にサポート体制を構築し、2025年4月を目途に設置を検討する。</p> <p>【審査基準 (2) について】 まずは男女日本代表選手において「誰かにやってもらうことが当たり前」というような意識改革を始めとした人材育成に取り組み、OB・OGを含めた人選を検討する予定。</p> <p>【審査基準 (3) について】 アスリート委員会の意見を連盟事務局を通じて理事会に答申又は報告する予定。</p>	
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	<p>【審査基準 (1) について】 全国を6ブロック（北海道・東北、関東、東海北信越、近畿、中国四国、九州）に分け、ブロックから理事を選任することで、理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図っている。</p>	1『役員名簿』

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	【審査基準(1)について】 『基本規程』第11条にて、理事の就任時の年齢に制限を設けている。	1 『基本規程』
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	【審査基準(1)について】 『基本規程』第10条にて、理事の再任回数に上限を設けている。 【激変緩和措置(または例外措置)が適用される場合に記入】 2021年度時点で適用はない。	1 『基本規程』

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	【審査基準(1)について】 役員選考委員会における役員候補者等の決定を、理事会等の他の機関から独立して行っている。	1『役員選考委員会規程』 2『役員選考委員会名簿』 3『2021年度役員選考委員会議事録』
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	【審査基準(1)について】 『コンプライアンス規程』にて、連盟及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守する旨を含む規程を整備している。	1『コンプライアンス規程』
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備している。	1『基本規程』 2『入会及び退会規程』 3『会費規程』 4『社員総会運営規則』 5『コンプライアンス規程』 6『理事会規程』 7『理事の職務権限規程』
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 法人業務に関する規程を整備している。	1『文書管理規程』 2『情報公開規程』 3『個人情報取扱規程』 4『業務決裁規程』 5『危機管理規程』 6『通報相談窓口規程』
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 『基本規程』第14条にて、役員の報酬等について定めている。	1『基本規程』

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 法人の財産に関する規程を整備している。	1『財産管理運用規程』 2『基金取扱い規程』
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 『基本規程』第6章にて肖像権、試合の放映、商品化等の付随的事業を実施するためのNFの権利に関する規定を定めている。	1『基本規程』
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	【審査基準(1)について】 『強化指定選手・日本代表選手及び日本代表コーチングスタッフに関する規程』にて、選考基準を定めている。 【審査基準(2)について】 『強化指定選手・日本代表選手及び日本代表コーチングスタッフに関する規程』にて、肖像権等の権利を、『基本規程』第4章にて選手登録、移籍について定めている。 【審査基準(3)について】 規程の改廃を理事会にて実施することで公平性を担保している。	1『強化指定選手・日本代表選手及び日本代表コーチングスタッフに関する規程』 2『基本規程』
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	【審査基準(1)について】 現在、当連盟が主催する全国大会では開催地の健全者の都道府県協会に依頼し、審判員の派遣を受けているといった理由から、審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を定めていない。今後、当連盟で審判員を育成し、2030年度を目途に必要な規程を整備する予定。	
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認すること	【審査基準(1)について】 現在、当連盟では独自で弁護士を確認することは財政的に困難であるという理由から、相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認できていない。2022年度助成金の活用を検討する予定。 【審査基準(2)について】 現在、当連盟では段階的に研修等を実施しているという理由から、役職員全員が、必要な法的知識を有してはいない。上述と合わせて2023年度までに必要な知識を深める。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	<p>【審査基準 (1) について】 全国的な新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、ほとんど活動が出来ていない。</p> <p>【審査基準 (2) について】 コンプライアンス委員会がその機能を十分に発揮できるよう、臨時委員会とは別にコンプライアンス規程第5条第3項で年2回の定例委員会開催を定めている。</p> <p>【審査基準 (3) について】 現在、当連盟ではコンプライアンス委員会の構成員の性別について定めはないが、選任時に少なくとも1名以上は女性委員を配置する予定。</p>	1『コンプライアンス規程』 2『コンプライアンス委員会規程』
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	<p>【審査基準 (1) について】 現在、当連盟では役員改選期と合わせるという理由から、コンプライアンス委員会を設置していない。 2022年6月に有識者を含む委員を選任する予定。</p>	1『コンプライアンス規程』 2『コンプライアンス委員会規程』
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>【審査基準 (1) について】 役職員向けのコンプライアンス教育を、少なくとも年に1回以上実施している。</p>	1『2020年度研修資料』

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>【審査基準 (1) について】 強化指定選手及び指導者に対して、コンプライアンス教育を少なくとも年に1回以上実施している。</p>	1 『2020年度研修資料』
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>【審査基準 (1) について】 現在、当連盟では健常者の都道府県協会に依頼し、審判員の派遣を受けているといった理由から、審判員向けのコンプライアンス教育を実施していない。審判員の育成と合わせて、実施を予定。</p>	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	<p>【審査基準 (1) について】 組織運営において専門家のサポートが必要となると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で、定期的にその適否について検証を行っている。</p> <p>【審査基準 (2) について】 現在、当連盟では税理士との顧問契約により税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築しているが、法律に関しては独自で弁護士を確保することは財政的に困難であるという理由からサポートを受けていない。2022年度助成金の活用を検討する予定。</p>	1 『顧問契約書』

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	<p>【審査基準(1)について】 『経理規程』、『経費規程』及び『財産運用管理規程』を整備することにより、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。</p> <p>【審査基準(2)について】 一般社団・財団法人法に基づき、適性のある監事等を設置している。</p> <p>【審査基準(3)について】 各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関する監査も可能な限り積極的に実施し、組織の適正性に係る『監査報告書』を作成している。</p>	<p>1『経理規程』 2『経費規程』 3『財産運用管理規程』 4『監事名簿』 5『監査報告書』</p>
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	<p>【審査基準(1)について】 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守している。</p>	<p>1『経費規程』 2『業務決裁規程』 3『理事の職務権限規程』</p>
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	<p>【審査基準(1)について】 財務情報等について、当連盟HPにて法令に基づく開示を行っている。 参考URL：https://www.jbf-fid.jp/federation/?jump=federation8</p>	<p>1『2021年度収支予算書』 2『2020年度決算書』</p>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	【審査基準 (1) について】 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を、当連盟HPにて開示している。 参考URL： https://www.jbf-fid.jp/federation/?jump=federation7	1『強化指定選手・日本代表選手及び日本代表コーチングスタッフに関する規程』
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	【審査基準 (1) について】 ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示している。 参考URL： https://www.jbf-fid.jp/federation/?jump=federation7	1『利益相反管理規程』 2『懲罰規程』

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	<p>【審査基準 (1) について】 重要な契約（金額の多寡、関係者への影響の大小等から判断する。）については、理事会での承認を必要とし、客観性・透明性につき、特に慎重な検証を行っている。</p> <p>【審査基準 (2) について】 『利益相反管理規程』にて、利益相反を適切に管理している。</p>	1『理事の職務権限規程』 2『利益相反管理規程』
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	<p>【審査基準 (1) について】 利益相反ポリシーを含む『利益相反管理規程』を定めている。</p>	1『利益相反管理規程』

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<p>【審査基準 (1) について】 現在、当連盟ではスポーツの現場で問題視されている各種ハラスメントの通報窓口について、取り急ぎウェブサイトを通じて、恒常的にNF関係者等に周知している。それ以外の内容に対する通報相談窓口は、審査項目34にある有識者の協力を得て設置をする予定。</p> <p>【審査基準 (2) について】 『通報相談窓口規程』第7条にて、通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課している。</p> <p>【審査基準 (3) について】 『通報相談窓口規程』第7条にて、通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについての規定を設け、情報管理を徹底している。</p> <p>【審査基準 (4) について】 『通報相談窓口規程』第9条にて、通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。</p> <p>【審査基準 (5) について】 現在、当連盟ではNF役職員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを研修等の内容に含んでいない。2021年度の研修内容に加える予定。</p>	1 『通報相談窓口規程』
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	<p>【審査基準 (1) について】 現在、当連盟では外部有識者の協力を模索している段階であり、通報制度の運用体制を、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心とする体制に整備出来ていない。必要経費などについても調査中であり、2024年度を目安に整備をしていく。</p>	1 『通報相談窓口規程』

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<p>【審査基準 (1) について】 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を規程等によって定めている。</p> <p>【審査基準 (2) について】 当連盟HPに関連規程を掲載し、懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を周知している。</p> <p>【審査基準 (3) について】 『裁定規程』第13条にて、処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることを定めている。</p> <p>【審査基準 (4) について】 現在、当連盟では処分結果を通知する際に、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを規程等に定めていない。実務としては書面にて告知することになるが、明確に定めていないため、2021年度中に各種規程内に定める予定。</p>	<p>1『懲罰規程』 2『裁定規程』 3『コンプライアンス規程』 4『コンプライアンス委員会規程』 5『復権手続規程』</p>
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<p>【審査基準 (1) について】 『コンプライアンス委員会規程』第4条及び『裁定規程』第3条にて、処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有する者を選任すると定めている。</p>	<p>1『コンプライアンス委員会規程』 2『裁定規程』</p>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<p>【審査基準 (1) について】 裁定規程にて、NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めている。</p> <p>【審査基準 (2) について】 裁定規程にて、自動応諾条項の対象事項には、懲罰等の不利益処分に対する不服申立に限らず、代表選手の選考を含むNFのあらゆる決定を広く対象に含んでいる。</p> <p>【審査基準 (3) について】 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が定めるスポーツ仲裁規則に従うものとし、申立期間について合理的ではない制限を設けていない。</p>	1 『裁定規程』
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	<p>【審査基準 (1) について】 現在、当連盟ではスポーツ仲裁の利用が可能であることを『裁定規程』で定めてHPで公表しているが、処分対象者に通知することは定めていない。実務としては処分結果通知の際に、書面にて手続きの方法や期限について告知することになるが、明確に定めていないため、2021年度中に各種規程内に定める予定。</p>	1 『裁定規程』

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	<p>【審査基準 (1) について】 危機管理規程にて、危機管理体制を構築している。</p> <p>【審査基準 (2) について】 危機管理マニュアルを策定している。</p> <p>【審査基準 (3) について】 危機管理マニュアルに、不祥事対応の一連の流れを含んでいる。</p> <p>【審査基準 (4) について】 現在、当連盟では外部有識者の協力を模索している段階であり、危機管理マニュアルに、不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含んでいないため、人選を含め今後調整を図る。</p>	1 『危機管理規程』 2 『危機管理マニュアル』
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	<p>【審査基準 (1) について】 当連盟では『コンプライアンス規程』及び『コンプライアンス委員会規程』にて、不祥事が発生した場合は調査体制を速やかに構築し対応できるよう定めているが、過去4年以内に不祥事は発生していない。</p>	1 『コンプライアンス規程』 2 『コンプライアンス委員会規程』

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	【審査項目（1）について】 現在、当連盟では外部有識者の協力を模索している段階であり、危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含んでいないが、過去4年以内に不祥事は発生していない。	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	【審査基準（1）について】 『基本規程』第3節にて、地方組織等との間の権限関係を明確にしている。 【審査基準（2）について】 『組織運営に関する中長期基本計画（Connect to the future 2020 - 2030）』にて、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うための方針等を定めている。 【審査基準（3）について】 現在、当連盟ではまず連盟内の組織運営及び業務執行について体制を整備している段階であり、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行っていない。当連盟内の整備状況を踏まえて2025年度を目途に実施していく予定。	1『基本規程』 2『組織運営に関する中長期基本計画（Connect to the future 2020 - 2030）』
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	【審査基準（1）について】 現在、当連盟ではまず連盟内の組織運営及び業務執行について体制を整備している段階であり、当連盟役員者以外の地方組織等の運営者に対しては各種情報提供をするに留まり、研修会の実施等による支援を行っていない。当連盟内の整備状況を踏まえて2025年度を目途に実施していく予定。	